

令和2年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	4	府省庁名 総務省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	地域データセンター整備促進税制の拡充・延長	
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成2年法律第35号）の規定※に基づき、総務大臣に実施計画の認定を受けた電気通信事業者</p> <p>※今般の拡充要望に合わせて一部規定を改定する必要あり</p> <p>・ 特例措置の内容 地域のデータセンターの整備事業に関する実施計画の認定を受けた電気通信事業者が、当該実施計画に従って取得した電気通信設備に対して、以下の措置を適用する。</p> <p>（1）対象設備 実施計画に従って取得した電気通信設備 ①サーバー、ルーター、スイッチ、②電源装置、無停電電源装置、非常用発電機※ ※ ①の設備と同時に設置されるものに限る。</p> <p>（2）措置内容 固定資産税：取得後3年度分の課税標準の特例（軽減割合1/4）</p>	
関係条文	〔 〕	
減収見込額	[初年度] ▲10.5 （ ▲3.5 ） [平年度] ▲19.6 （ ▲5.9 ） [改正増減収額] — （単位：百万円）	
要望理由	<p>（1）政策目的 インターネットの利用が拡大し、トラフィックが増加している中、更にIoT時代の到来により地域において生み出されるデータの急増が見込まれているところ、情報流通の要となるデータセンターやIX^{※1}・CDN^{※2}関連設備の地域への整備を促進。これにより地域経済を活性化するとともに、東京圏に集中しがちなトラフィックを分散してトラフィック流通の効率化や国土強靱化を実現する。</p> <p>※1 Internet eXchange: インターネットにおけるトラフィックの交換拠点 ※2 Content Delivery Network: ユーザーに効率良くコンテンツを配信するための分散型情報配信システム</p> <p>（2）施策の必要性 インターネットトラフィックの増加・IoTの普及や官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）の施行を踏まえ、今後地域で生まれるデータの急速な増大が予想される。 他方、我が国のインターネットは、その大部分のトラフィックを都市部で交換する一極集中型の構成となっており、本来的には地域内で交換可能なトラフィックも都市部を経由して通信している。このような非効率な通信により、ネットワークインフラを圧迫していることに加え、災害時等における脆弱性の要因ともなっている。 このため、今後も増加が見込まれている地域のIoTデータ及び官民データの蓄積・活用並びに東京圏に集中しがちなデータやトラフィックの分散化を図り、地域内での情報の流通を円滑化するとともに、耐災害性を向上させるため、データセンターを全国に整備することが必要である。</p>	

本要望に 対応する 縮減案	
---------------------	--

ページ	4—1
-----	-----

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">合理性</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>○成長戦略フォローアップ（令和元年6月21日閣議決定） I Society5.0の実現 1. デジタル市場のルール整備 （2）新たに講ずべき具体的施策 ii）データ流通の促進 ②流通・活用環境の整備 エ） ICT を活用した災害対応 トラヒックの混雑緩和と都市部での大規模災害発生時のリスク回避を図るため、電気通信事業者やコンテンツ事業者等、幅広い関係者による協議会を本年内に設立し、地域 IX や CDN 等の活用による地域分散型のネットワーク構成への移行を進める。</p> <p>○まち・ひと・しごと創生基本方針 2019（令和元年6月21日閣議決定） V. 各分野の施策の推進 4. 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する （2）Society5.0の実現に向けた技術の活用 地域 IoT データ等の地域内での流通・活用の基盤となる地域データセンターや地域 IX・CDN 等の地域分散型ネットワークの整備を支援する。</p> <p>○世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（令和元年6月14日閣議決定） 1. 5G を軸とした協業促進によるインフラ再構築 （3）5G 環境等の普及、光ファイバ網の整備（前略） 加えて、トラヒックの混雑緩和と都市部での大規模災害発生時のリスク回避を図るため、電気通信事業者やコンテンツ事業者等、幅広い関係者による協議会を本年内に設立し、地域 IX や CDN 等の活用による地域分散型のネットワーク構成への移行を進める。</p> <p>○ 国土強靱化基本計画（平成 30 年 12 月 14 日閣議決定） 第 1 章 国土強靱化の基本的考え方 4 特に配慮すべき事項 （民間投資の促進） 民間事業者への情報の徹底した提供・共有や連携（広報・普及啓発、協議会の設置等）により、国土強靱化に資する自主的な設備投資等（例えば、バックアップの施設やシステムの整備等）を促すとともに、PPP/PFI を活用したインフラ整備や老朽化対策等を進めるほか、民間の投資を一層誘発する仕組み（例えば、認証制度、規制の見直し、税制の活用等）の具体化を着実に進める。</p> <p>平成 29 年度概算要求における政策評価体系図 【総務省政策評価基本計画（平成 24 年総務省訓令第 17 号）】 V. 情報通信（ICT 政策） 2. 情報通信技術高度利活用の推進 4. 情報通信技術利用環境の整備</p>
--	--------------------------	--

	政策の達成目標	<p>平成30年度末時点の「1都3県のデータセンターのサーバールーム面積」※1の「全国のデータセンターのサーバールーム面積」※2における比率（以下「指標の比率」という。）を、平成30年度末時点で約56.79%であるものを、令和11（2029）年度末までの10年間で5割以下に下げることが目標とする。</p> <p>※1 民間調査（データセンタービジネス市場調査総覧（株式会社富士キメラ総研））における1都3県のサーバールーム面積 ※2 民間調査（データセンタービジネス市場調査総覧（株式会社富士キメラ総研））における全国のサーバールーム面積</p>
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和4年3月31日まで （延長：2年間）
	同上の期間中の達成目標	令和3年度末時点での指標の比率を、約54.90%に低減する。
	政策目標の達成状況	平成30（2018）年末時点における指標の比率：56.8%
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>令和元年度0社適用見込み 令和2年度8社適用見込み 令和3年度9社適用見込み</p> <p>※主要5事業者団体中、3事業者団体による聞き取り結果を反映。残り2事業者団体からの聞き取り結果により、適用見込み数は増える可能性がある。</p>
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<p>本措置は、地域におけるデータセンター関連設備への投資に対するインセンティブを付与することにより、地域の情報流通の円滑化を図るとともに、データセンターやトラヒックの地域分散化に寄与するものである。</p> <p>現在、信用基金の運用益を活用してNICTが実施中の「地域特定電気通信設備共用事業助成金事業」と合わせ、指標の比率は着実に減少していることから、本措置が達成目標の実現に十分に寄与しているものと考えられる。（他方で、現状、本件税制措置の適用がないことから、運用改善等、本件要望にいたっているもの。）</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税（法人税の特別償却15%）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	

	要望の措置の 妥当性	広く全国にデータセンターを整備するには、租税特別措置により投資インセンティブを確保することが妥当である。
ページ	4—2	

税負担軽減措置等の適用実績	なし
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	
前回要望時の達成目標	平成 28 年度末時点の「1 都 3 県のデータセンターのサーバールーム面積」※ ¹ の「全国のデータセンターのサーバールーム面積」※ ² における比率（以下「指標の比率」という。）を、平成 28 年度末時点で約 57.85%であるものを、令和 8（2026）年度末までの 10 年間で 1%下げること为目标とする。 ※1 民間調査（データセンタービジネス市場調査総覧（株式会社富士キメラ総研））における 1 都 3 県のサーバールーム面積 ※2 民間調査（データセンタービジネス市場調査総覧（株式会社富士キメラ総研））における全国のサーバールーム面積
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	平成 30（2018）年末時点における指標の比率：56.8%
これまでの要望経緯	平成 30 年度要望にて新設